平成十六年度	○・一二七
平成十七年度	○・一〇七
平成十八年度	○・〇八八
平成十九年度	○・〇七二
平成二十年度	○・〇五七
平成二十一年度	○・〇四五
平成二十二年度	○・〇三二
平成二十三年度	○・〇二三
平成二十四年度	○・〇一六
平成二十五年度	○・〇一〇
平成二十六年度	○・〇〇六
平成二十七年度	○・〇〇五
平成二十八年度	○・〇〇四
平成二十九年度	○・〇〇三
平成三十年度	○・〇〇二
令和元年度	○・〇〇一

平成十六年度	○・一二六
平成十七年度	○・一〇六
平成十八年度	○・〇八七
平成十九年度	○・〇七一
平成二十年度	○・〇五六
平成二十一年度	○・〇四四
平成二十二年度	○・〇三一
平成二十三年度	○・〇二二
平成二十四年度	○・〇一五
平成二十五年度	○・〇〇九
平成二十六年度	○・〇〇五
平成二十七年度	○・〇〇四
平成二十八年度	○・〇〇三
平成二十九年度	○・〇〇二
平成三十年度	○・〇〇一
（新設）	（新設）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十二号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月二十五日

厚生労働大臣　後藤　茂之

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
区分	定員	備考
本省	三三、五〇三人	（略）

（本省及び中央労働委員会の定員）

第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。

改正前		
区分	定員	備考
本省	三三、三一四人	（略）

（本省及び中央労働委員会の定員）

第一条　厚生労働省の本省及び中央労働委員会の定員は、次の表のとおりとする。